

域の被害は、耕地の流失埋没七一九町、家屋浸水一万一千戸に及んだ。

Ⅱ 戦後の治水 昭和一八、二〇年の大水害により、重信川河口から横河原間の一九・二基が、県直轄河川工事区域に指定され、復旧工事に着手の矢先、執ようにも再び水害をうけた。すなわち二一年七月の出水は、拝志堤防一か所、南吉井堤防一か所が決壊し濁水は砂礫とともに耕地を襲った。そうして、それまで被害の少なかった南吉井側にも、残酷な爪痕をのこしたのである。この程度の災害は、地元住民に深刻な不安と脅威を与え、強固な堤防の築造を中央に請願した。その結果、災害国補工事として認可され二二年二月着工した。災害の原因が河川の乱流と横流れであることから、流心を中央に移すために二本の床固め堰堤を設けて、兩岸に激流が直撃しないようにすることが、堤防決壊を防ぐ要諦であるとして、築堤とあわせ施行した。拝志村の復旧工事については別章で述べるが、南吉井村はこのとき強固な堤防をつくるために住民が労力を提供するという条件で要望し、県直轄で工事を施行した。この大土手工事には、村が各組に出夫割当を行い、半ば強制的に

復旧工事に老若男女が従事した。極度のインフレと資材不足の悪条件を克服して、着工以来二年後の二四年四月、堤防復旧および堰堤が完工した。この工事決算書によると、労力費六〇一万円（延人員八万五千人）材料費その他、四二〇万円を要し、当時としては大工事であった。

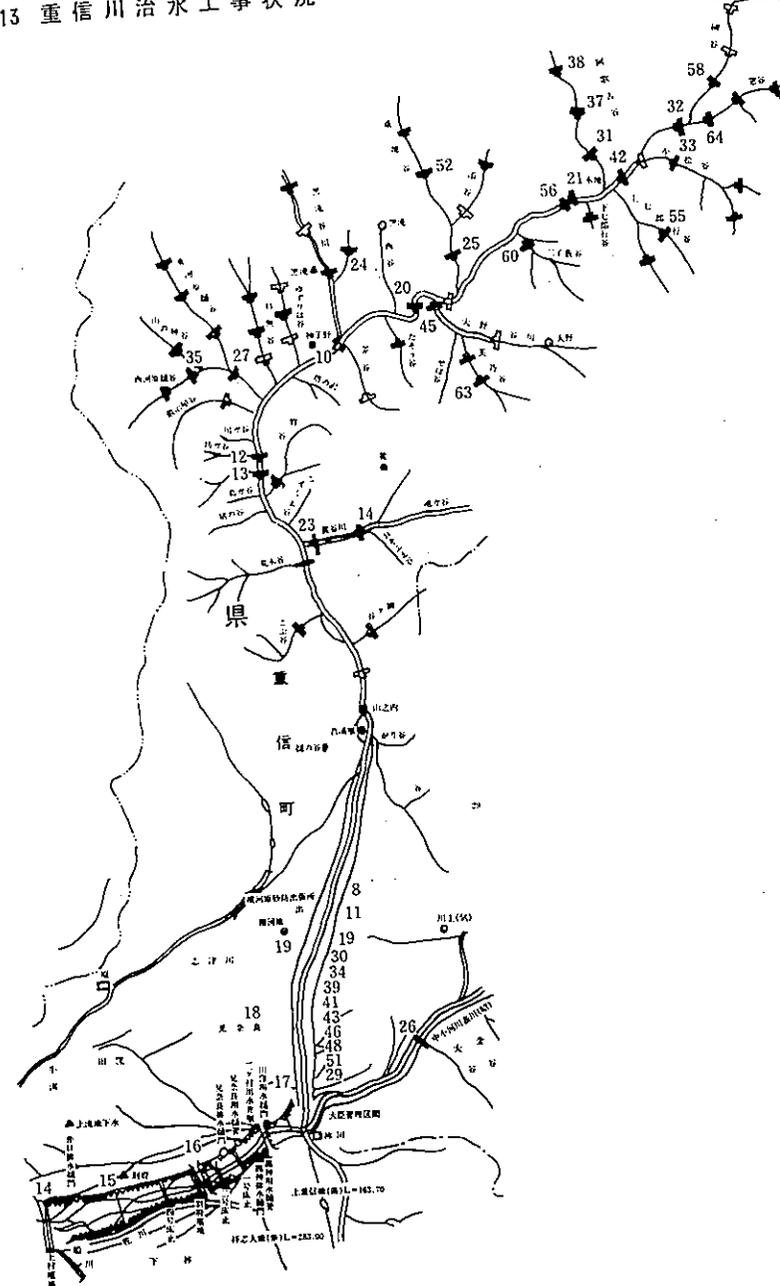
このとき竣工したものに、別府堰堤がある。これは池本県土木部長が、技術指導のためアフガニスタンへ赴任していたときヒントを得て立案したもので、本邦では異例のものであった。すなわち、別府渡りに兩岸の堤防から緩い下り勾配のコンクリート練石積の堰堤を築造し、一番低い中央部四〇基には七基の橋脚による鉄筋橋を架設したものである。普通の小出水ときには、中央の橋の下を水が流れ、大洪水のときには堰堤の上をこして流れるように工夫したもので、重信川の乱流を是正して流心を中央に寄せる役割をなした。さらにこの堰堤は、上部を車馬の交通ができるようにしたので、昭和四〇年四月拝志大橋完成まで、拝志、南吉井両村を結ぶ重要な河道として、大きな役割をも果たしたのである。

昭和二三年七月、横河原に重信川工事事務所横河原出張

図13 重信川治水工事状況

重信町誌(1975年)

| 番号 | 工事名 | 形状寸法 | | | | | 着手・竣功 | 換 | 変 |
|----|-------------|------|-------------|----------------|----------------|---------|---------------------|----------------------------|---|
| | | 工種 | H | L | V | 竣功額 | | | |
| 8 | 重信川第1号床固 | 床固 | 2.5 | 103.8 195 | 350 1,467 | 12,604 | S.24.5.1~28.3.31 | | |
| 10 | 神子野堤堰 | 堤堰 | 6~7 | 95.2 | A-566 | 2,061 | S.28.11.7~29.3.28 | | |
| 11 | 重信川第2号床固 | 床固 | 3.5 3.5 | 134.8 224 | 673 1,559 | 17,023 | S.27.4.15~27.3.31 | | |
| 12 | 岡原堤 | 堤堰 | 4.8 10 | 81 100 | 940 5,211 | 37,050 | S.24.10.16~27.5.31 | 付替道路 320.0m | |
| 13 | 岡第2号堤堰 | 堤堰 | 4.5 | 94 | 1,391 | 15,607 | S.28.9.9~29.12.31 | | 118.7m |
| 14 | 森谷堤堰 | 堤堰 | 6 12 | 36 52 | 529 1,385 | 16,568 | S.29.8.1~30.3.16 | | 548.5m |
| 15 | 坂の谷堤堰 | 堤堰 | 12 | 46.5 | 1,955 | 9,416 | S.28.8.1~30.3.31 | | |
| 16 | 森谷堤堰 | 堤堰 | 13 | 65 | 4,103 | 18,068 | S.29.9.21~31.3.31 | 付替道路 336.4m | |
| 17 | 牛内流路工 | 流路工 | 3 | 325 | A-1,645 | 1,680 | S.31.7.11~31.12.15 | | |
| 18 | 程野堤堰 | 堤堰 | 9 | 28 48 | 217 1,607 | 8,475 | S.27.10.1~32.2.15 | | |
| 19 | 重信川第3号床固 | 床固 | 4.5 3.5 | 160 244 | 1,892 2,891 | 29,613 | S.29.4.16~32.3.30 | | |
| 20 | 乃ヶ岳堤堰 | 堤堰 | 6 | 72 | 1,468 | 27,288 | S.30.12.28~32.3.31 | 付替道路 514.5m | インストラクションH=81.00 付替道路 251.0m V=1.031 |
| 21 | 木地堤堰 | 堤堰 | 17 | 76 | 5,781 | 35,646 | S.31.2.24~32.11.15 | 付替道路 514.5m | |
| 23 | 藤谷第1号床固 | 床固 | 8.5 | 65 | 1,821 | 7,927 | S.32.10.21~33.8.31 | | |
| 24 | 川尻堤堰 | 堤堰 | 15 | 55 | 3,777 | 24,530 | S.32.11.7~33.12.10 | 付替道路 406.2m | |
| 25 | 藤地谷第1号堤堰 | 堤堰 | 16 | 67 | 4,294 | 19,561 | S.32.2.1~34.3.13 | | 295.7m |
| 27 | 河原橋谷第1号堤堰 | 堤堰 | 16 | 62 | 4,448 | 18,348 | S.33.8.1~35.1.31 | 付替道路 537.3m | |
| 29 | 重信川流路工(9号) | 流路工 | 3 3 | 142 142 | 858 1,270 | 16,595 | S.34.6.4~35.3.31 | | |
| 30 | 重信川流路工(4号) | 流路工 | 3 2.5 | 131.4 131.4 | 841 763 | 17,273 | S.35.4.1~36.3.31 | | |
| 31 | 阿波古谷第1号谷止 | 堤堰 | 10 | 29 | 939 | 6,234 | S.35.6.10~36.3.31 | 付替道路 344.6m | |
| 32 | 重信川第1号谷止 | 堤堰 | 10 | 43 | 1,494 | 10,549 | S.35.7.5~36.3.15 | 付替道路 367.0m | |
| 33 | 小松川第1号谷止 | 堤堰 | 10 | 40 | 1,575 | 10,351 | S.35.7.26~36.3.15 | | 267.0m |
| 34 | 重信川流路工(5号) | 流路工 | 3 2.5 | 131.4 131.4 | 841 764 | 17,527 | S.36.4.1~37.3.31 | | |
| 35 | 西河原橋谷第1号谷止 | 堤堰 | 11 | 33.5 | 1,080 | 5,552 | S.36.4.1~37.2.20 | 付替道路 320.0m | |
| 37 | 阿波古谷第2号谷止 | 堤堰 | 12 | 40.5 | 1,901 | 9,690 | S.36.8.11~37.3.20 | 付替道路 220.0m | |
| 38 | 阿波古谷第3号谷止 | 堤堰 | 10.5 | 31.5 | 1,156 | 6,202 | S.36.10.7~37.3.20 | | 105.0m |
| 39 | 重信川流路工(6号) | 流路工 | 3 2.5 | 236 143.2 | 2,102 860 | 25,795 | S.37.4.1~38.3.31 | | |
| 41 | 重信川流路工(7号) | 流路工 | 3 2.5 | 131.4 131.4 | 839 787 | 28,701 | S.38.4.1~39.2.25 | | |
| 42 | 重信川第1号堤堰 | 堤堰 | 6 16 | 79 49 | 6,716 1,267 | 55,563 | S.37.10.25~39.11.5 | 付替道路 669.0m | |
| 43 | 重信川流路工(8号) | 流路工 | 3.0 2.5 | 131.4 131.4 | 839 786 | 20,543 | S.39.6.17~40.2.28 | | |
| 45 | 大野谷第1号堤堰 | 堤堰 | 3.0 8.5 | 45.9 30.0 | 1,506 172 | 27,755 | S.40.7.6~41.1.20 | 付替道路 232.56m 町数計437.53m | |
| 46 | 重信川流路工(9号) | 流路工 | 3.5 2.5 | 166.5 131.4 | 2,770 786 | 24,880 | S.40.10.5~41.3.25 | | |
| 48 | 重信川流路工(10号) | 流路工 | 3.0 2.5 | 159.0 131.4 | 1,056 786 | 36,493 | S.41.5.5~42.3.20 | | |
| 51 | 重信川流路工(11号) | 流路工 | 3.0 2.5 | 138.3 138.3 | 853 918 | 44,640 | S.42.8.31~43.2.28 | | |
| 52 | 藤地谷堤堰 | 堤堰 | 28.5 7.5 | 57 19.5 | 111,605 530 | 115,420 | S.42.12.27~44.12.31 | | |
| 55 | 上七郎村谷堤堰 | 堤堰 | 15 6 | 43.5 29.5 | 2,695 528 | 31,370 | S.44.9.5~45.2.28 | | |
| 56 | 木地堤堰 | 堤堰 | 4 | 27.5 | 266 | 11,270 | S.44.10.30~45.3.15 | | |
| 58 | 柳谷第1号堤堰 | 堤堰 | 15.0 | 38.0 | 2,842 | 25,800 | S.45.7.28~46.2.20 | | |
| 60 | 二子敷谷堤堰 | 堤堰 | 10.5 | 36.5 | 1,539 | 15,320 | S.45.10.1~46.2.20 | | |
| 63 | 奥乃谷堤堰 | 堤堰 | 13.0 | 44.5 | 2,285 | 32,300 | S.46.6.10~47.2.10 | 付替道路 290.0m | |
| 64 | 窓谷第1号堤堰 | 堤堰 | 16.5 | 42.0 | 2,786 | 27,300 | S.46.9.15~47.3.25 | | |



所が設置され、上流部の直轄砂防工事に着手した。すなわち、二三年八月に本谷川の中村堰堤、二四年から三か年継続工事として岡堰堤、また本谷川支川仏生谷川に若宮堰堤工事に着手した。

中下流部は、昭和二六年から三二年にかけて高井以西の堤防補強工事を重点的に施行した。

三五年からは総事業費一三億六千万円をもって、砂防事業一〇か年計画を策定し、上流砂防堰堤六基、谷止工八基さらに支川表川等の事業にも着手した。

これによって横河原から表川合流点までの床固工をはじめ、上重信橋北岸の堤防、拝志堤防などの改修工事が、つぎつぎと完成した。

昭和四〇年、重信川が一級河川に認定され、河口から見奈良南辺の重信川、表川合流点までは建設省直轄管理となった。それより上流は、県が委託されて管理している。

戦後は重信川治水のために、図13のように数多くの堰堤、床固工が、毎年巨額の経費を投じて施工された。

重信川流域住民は、古来から豪雨ごとに不安と恐怖のなかで生活してきたが、昭和二〇年以降、近代的な土木技術

による築堤・砂防・床固工事の施行によって、水害の恐怖はなくなり、今では昔語りになりつつある。一方、松山平野に延々と続いていた重信川堤防の松並木は近來しだいに消失して、さまざまな伝説やロマンを生んだ堤防の風致も変容した。しかし、近代的河川となった重信川と流域住民との深い関係は今後も変わることはない。

なお重信川の水利については、第二部第六章「農業水利小史」を参照されたい。

たものは、計り知れないほど大きい。

(二) 大正以後の道路

明治中期以後は自給自足的経済から脱皮して、自由経済の波が農村にも押し寄せ、各種の経済活動が盛んとなった。また、交通機関も発達し、従来の道路では狭小であるばかりでなく、農林産物の運送にも駄賃のみ多く要して不利益をかさねるようになった。

そこで、大正中期以後道路の改修が各所で行われるに至った。大正三年八月、拜志村・川上村・荏原村の三か村が道路組合をつくり、荏原村広瀬から川上村南方間の里道改修にとりくんだのをはじめ、大正六年一月には北吉井・南吉井・浮穴三か村が、道路組合を設置し、浮穴村森松より横河原に通ずる里道改修にのりだした。

また、国道三一号線(讃岐街道)が、大正九年四月内務省告示により二四号線と改称、これを機に大改修工事をするようになった。北吉井村ではただちに敷地買収をはじめ、難航を重ねたが漸く二年を要して完了し、同一年から工事着工、従来の道幅四尺を七・五尺に広げ、曲折の多いところは新たに道路を設け、昭和二年完成した。このと

国道24号線の改修(大正後期)

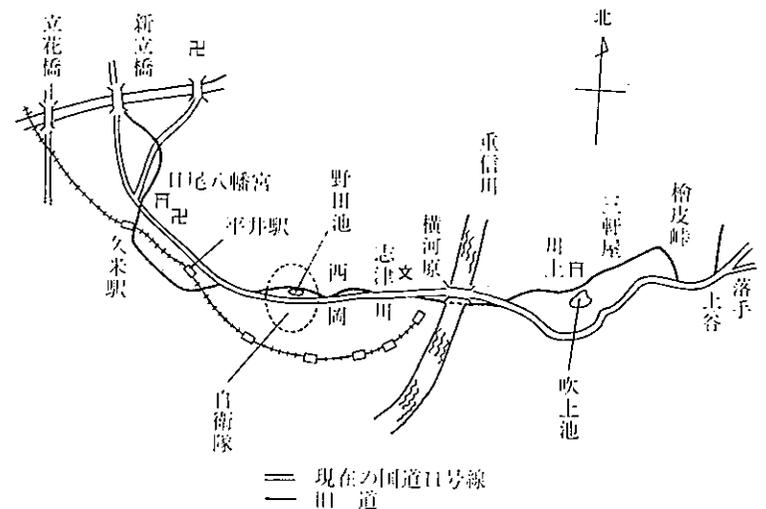
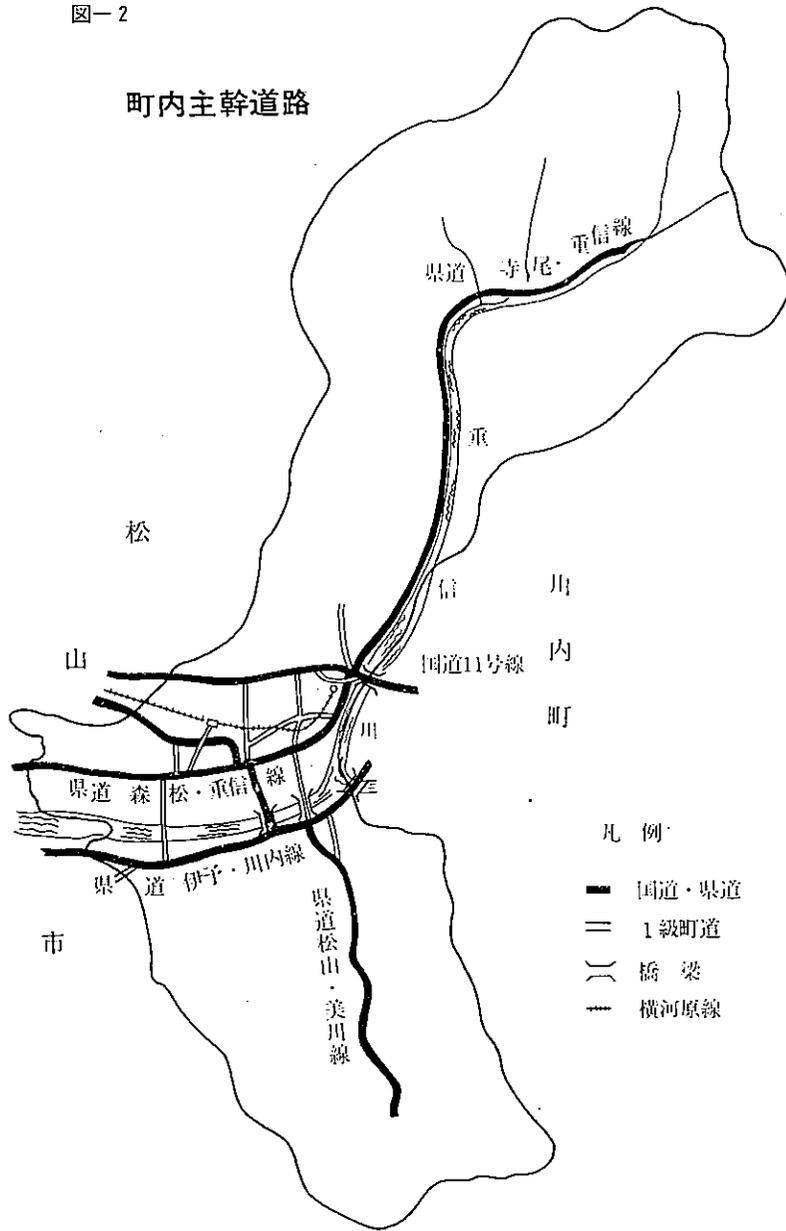


図-2

町内主幹道路



き西岡・横河原区内は新道がついたため、以前の道路を旧道と呼ぶようになったのである。

いっぽう拝志村を貫通する原町・川上路線ならびに南吉井村を縦断する森松・横河原路線も、大正十一年に着工し大正末年完成した。なお、原町・川上線は、大正一〇年五月県道に認定された。

これら主幹道路とともに、村道の改修も並行して行われ、大正八年横河原より山之内に至る道路二、四〇〇呎を、工費三〇〇円によって施行した。この道路は、昭和三年九月に北吉井・三芳停車場線として県道に認定されたが、当時の幅員九尺一二尺(二・七―三・六呎)と記録されている。

拝志村では、昭和三年度から七年にかけて、下林から上林に通ずる南北線の大改修工事を完成したが、これは不況下での難事業であった。(「三か村のあゆみ」参照)

南吉井村も、耕地整理組合事業として、農道の改修を行い、従来の三尺道(一呎)を車の通行可能な六尺道(二呎)に、主要農道を改修した。

昭和七年以後、各村とも時局匡救土木工事事業として、主要道路の改修または新設を、県の助成と低利資金の借入

によって行った。八年二月には、平井で国道一―号線から分岐し、田窪・下林を経由して川瀬村に至る松山―川瀬線が県道に認定された。

このように昭和初期の不況に対処する時局匡救対策事業として、農林道の新設または改修が行われ、道路事情はかなり整備された。

三 戦後の道路

1 国道 本町中央平担部の北辺を貫通する国道二四号線は、戦後交通機関の発達につれ、その利用は加速度的に高まった。そのため改修を望む声が次第に高まり、昭和二六年、元県会議員近藤金四郎をはじめ、温泉・周桑両郡の関係町村長、伊予鉄道等の旅客自動車関係代表が参加し、川上村役場で国道県道建設改修期成同盟会の発会式をあげた。会長に関谷勝利運輸次官、副会長に渡部鹿太郎県議と川上数視を選任し、国道二四号線の松山・小松間の改修を期して、中国・四国建設局に、あるいは上京して関係筋に陳情した。

同二七年一月四日の政令で国道再編成が行われ、二四号線は一級国道一―号線と改称、松山から幅員拡張およ

び舗装工事が逐次行われることになった。三四年五月には、本町内の国道改修舗装工事はすべて完成した。川上以東は、旧道を廃して新たに道路をつけ、特に則之内から根引峠を経て土谷に達する新路線は難工事であったが、昭和三七年一月に河之内トンネル、三七五呎が竣工した。

かくして徳島・高松・松山を結ぶ国道一―号線は、四国重要幹線として近代の様相を整え、交通運輸の大動脈の役割りを果たすようになったのである。

表一六

本町内の国道

| 道 路 名 | 国道 11 号 線 |
|-------|--------------|
| 延 長 | 3,520m |
| 幅 員 | 7.5 m |
| 橋 梁 | 2 (延長246.9m) |
| 舗 装 | 100% |
| 信 号 | (横 河 原) |
| 歩 道 | (北吉井小学校前) |

ところが、激増する自動車のために近年は飽和状態に陥り、まさに国道は「車の流れる川」となり、痛ましい交通事故がしばしば発生している。近い将来、バイパスが建設される計画であるが遅きに失した感がある。

表一七 本町内の県道状況

| 路 線 区 分 | 延 長 | 幅 員 | 橋 梁 | |
|---------|---------------------|------------------|-------|--------------------|
| | | | 架 設 数 | 延 長 |
| 寺尾・重信線 | 14,414 ^m | 4.4 ^m | 3 | 56.9 ^m |
| 森松・重信線 | 6,160 | 4.7 | 1 | 20.0 |
| 伊予川・川内線 | 5,011 | 4.5 | 4 | 324.7 |
| 美川・松山線 | 12,413 | 4.1 | | |
| 計 | 37,998 ^m | | 8 | 401.6 ^m |

2 県道 本町内の県道は、横河原より山之内を経て丹原町に通ずる寺尾・重信線、横河原より田窪を経て森松・重信線、伊予市から上村・下林を経て川内町南方に通ずる伊予・川内線、松山市平井より牛淵・上林を経て、上浮穴に通ずる美川・松山線の四路線がある。

これら県道は、近年舗装もすすんだが、交通の激増に伴い、幅員拡張および改修工事が行われている。とくに寺尾・重信線は、国道